

離島漁業再生支援交付金（継続）

1 趣 旨

離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。

一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面では不利な条件下に置かれており、特に近年、消費者の鮮度志向が強まる中、販売面で一層不利な状況におかれ、漁業就業者の減少・高齢化も一層進行している。

このような厳しい状況にある離島漁業が衰退すれば、離島経済に重大な損害を与え、最終的には無人離島に陥り、延いては広大な排他的経済水域の管理にも支障が生じるおそれがある。

このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持・再生させていくことが重要であり、交付金による支援を実施する。

2 事業内容

(1) 離島漁業再生支援交付金

共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。

(2) 離島漁業再生支援推進交付金

都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援する。

3 交付先及び事業実施主体

都道府県、市町村

4 事業実施期間

平成27年度～平成31年度

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

1,055,995千円（1,055,995千円）

6 交付率

定額

7 担当課

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）

【離島漁業再生支援交付金】1,006(1,006)百万円

第3期対策

(平成27年度～平成31年度)

共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落(地区)に対し、交付金による支援を実施。

【対象地域】

離島振興法の指定地域と沖繩・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象。

【集落協定に基づき次の取組活動を実施】

- ①漁業の再生に関する話し合い
- ②漁場の生産力向上のための取組
種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備、漁場監視等
- ③漁業の再生に関する実践的な取組
新たな漁具・漁法の導入、新規漁業への着業、新規養殖業への着業、協業化による経営収支の改善・安全性の向上、低・未利用資源の活用、品質の均一化、高付加価値化、流通体制改善、海洋シジャーへの取組、伝統漁法の取組、漁労技術の向上、販路拡大等



藻場の管理改善



モズクの新規養殖



体験漁業



サワラ高付加価値化

特定有人国境離島漁村支援交付金（新規）

1 趣 旨

離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。

離島の中でも、特定有人国境離島地域は特に遠隔であるなど不利性が離島の中でも高い地域であるが、平成28年4月「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が成立し、第15条では雇用機会の拡充への適切な配慮が求められ、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図る必要があるとされている。

このため、水産物等地域資源を活用した漁業集落の取組を支援し、雇用機会の拡充により特定有人国境離島地域の漁業集落の維持を図って行く必要があるため、交付金による支援を実施する。

2 事業内容

特定有人国境離島地域において、漁業集落が行う雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備を市町村が支援する場合に要する経費に対して交付金を交付する。

3 交付先及び事業実施主体

都道府県、市町村

4 事業実施期間

平成29年度～平成33年度

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

300,000千円（－）

6 交付率

定額

7 担当課

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）

特定有人国境離島地域の漁業集落が行う雇用機会の拡充を図るための取組を支援

【対象地域】

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条第2項において定められた特定有人国境離島地域

【支援内容】

漁業集落が行う以下の取組を市町村が支援する場合に要する経費に対して交付金を交付

(1) 雇用を創出するための取組

新たな漁業又は海業※に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費

※「海業」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その住居する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等がある。

(2) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

漁業集落が上記(1)の取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する一定の経費

【取組事例】

○地域の水産物を利用した漁家レストランや水産物の直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援



○漁業集落内の景観の維持又は保全に取り組む経費を支援



離島漁業新規就業者特別対策交付金（継続）

1 趣 旨

離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。

離島漁業の維持・発展のためには新規就業者の定着が重要であるが、新規漁業就業者は自ら漁船・漁具等を取得する必要があるため、初期投資の大きさが漁業就業の課題となっている。

このため、初期投資負担を軽減し新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援する。

2 事業内容

「浜の活力再生プラン」を策定する地域の漁業集落において、当該集落が漁協から借り受けた漁船や漁具等を、当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を当該集落に対し支援するための交付金を交付する。

3 交付先及び事業実施主体

都道府県、市町村

4 事業実施期間

平成27年度～平成31年度

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

150,000千円（150,000千円）

6 交付率

定額

7 担当課

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）

離島漁業新規就業者特別対策交付金

【平成29年度予算概算決定額 150（150）百万円】

初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、新たに離島の新規漁業就業者に対
する漁船・漁具等のリースの取組を支援

【対象地域】

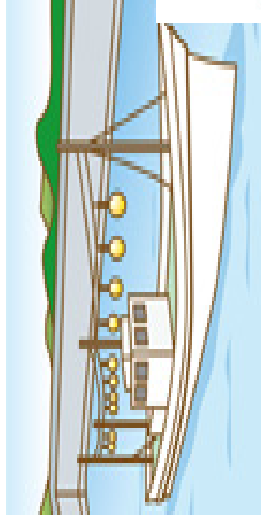
離島振興法の指定地域と沖繩・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていな
いなど、一定以上の不利性を有する離島を対象。

【対象漁業集落】

「浜の活力再生プラン」を策定する地域に所在する集落

【対象新規就業者】

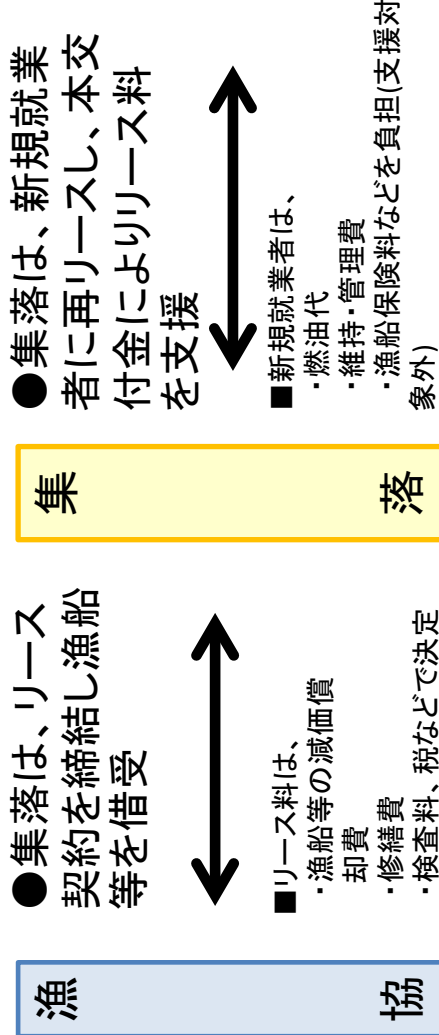
- 次の要件を全て満たす者
- ・独立して3年未満かつ45歳以下の者
（ただし、「新規漁業就業者総合支援事業」の長期研修受講者は48歳以下）
- ・漁船を所有していない者
- ・本事業実施初年度から3年間以上漁業に従事する予定と意欲がある者



【支援内容】

- ・対象漁業集落が漁業協同組合より借り受
けた漁船、漁労設備及び消耗品でない漁
網・漁具を、新規就業者に貸付を行う際の
リース料を支援
- ・支援期間は原則1年（最長3年）

【スキーム図】



浜の活力再生交付金（新規）

1 趣 旨

水産業や漁村地域の再生を図るため、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減のために具体的な対策に取り組む「浜の活力再生プラン」を実行しているところ。

「浜の活力再生プラン」の目標の達成を支援するため、必要に応じたプランの見直し、プランに位置づけられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策等の取組を支援する。

2 事業内容

(1) 浜の活力再生プラン推進事業

漁業所得の向上による浜の活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な実行を支援するため、プランの見直しに関する活動に対して支援する。

(2) 水産業強化支援事業

浜の活力再生プランを上位計画として位置づけ、プランの取組に位置づけられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援する。

3 委託先及び事業実施主体

(交 付 先) (1) 地域水産業再生委員会

(2) 都道府県

(事業実施主体) (1) 地域水産業再生委員会

(2) 都道府県、市町村、漁業協同組合 等

4 事業実施期間

平成29年度～平成33年度

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

(1) 50,000千円（－）

(2) 5,350,000千円（－）

6 補助率等

(1) 定額

(2) 定額（1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内）

7 担当課

(1) 浜の活力再生プラン推進事業について

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）

(2) 水産業強化支援事業について

水産庁加工流通課 03-3591-5612（直）

水産庁漁業調整課 03-3502-8476（直）

水産庁裁培養殖課 03-3502-8489（直）

水産庁防災漁村課 03-6744-2391（直）

浜の活力再生交付金

【平成29年度予算概算決定額：5,400(一)百万円】

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な実行を支援するため、

- ① 自ら**浜プランの見直しを行う活動**を支援
- ② 浜プランに基づく**共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策**等の取組を支援

浜の活力再生プラン

- ・ 地域自ら策定する「浜の改革」を目指す計画
- ・ 漁業所得の10%以上の向上を目標



課題



検討



プラン作成



実践

＜以下の事業により、浜プランの実行を支援＞

浜の活力再生交付金

浜の活力再生プラン推進事業

浜プランの着実な実行を支援するため、プランの見直しに関する活動に対して支援

水産業強化支援事業

浜プランを上位計画として位置づけ、浜プランの取組に位置づけられた共同利用施設の整備、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援

＜ハード事業＞

- ・ 漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・ 種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・ 漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災・減災等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



種苗生産施設



津波避難タワー

＜ソフト事業＞

- ・ 漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・ 内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・ 災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援



渚泊推進対策（新規）

1 趣 旨

平成28年3月に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議で決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」^{※1}の推進を図ることとされています。農泊を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、ゴールドルートに集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者数や農林水産物の消費拡大を図ることを重要課題としております。

このため、農山漁村振興交付金に農泊推進対策を新設し、この中で漁村地域においては渚泊推進対策^{※2}として現場の実施体制の構築や地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組（漁業体験プログラム等の企画、漁村での滞在に必要な宿泊施設の整備等）、国内外へのプロモーションに対する支援を推進していきます。

※1 農泊とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）のこと。

※2 渚泊とは、農泊のうち漁村地域における滞ること。

2 事業内容

渚泊推進対策

- (1) 「渚泊」を持続的に観光ビジネスとして推進することができる体制構築に向けた話し合いの経費、漁村地域の魅力を広く発信するためのストーリーづくりやホームページ作成等の経費を支援
- (2) 漁村での滞在に必要な宿泊施設や漁業体験施設等の整備を支援

3 交付先及び事業実施主体

市町村、地域水産業再生委員会等

4 事業実施期間

平成29年度～

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

1,000,000千円（—）

6 補助率等

定額、1/2

7 担当課

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）

○ 平成28年3月に内閣総理大臣を議長とする明日の日本を支える観光ビジョン構想会議で決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。このうち漁村地域における滞在を「渚泊」として渚泊の推進に取り組む。

渚泊推進対策(新規)

○ 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、漁村滞在型旅行をビジネスとして取り組む「渚泊地域」の創出を通じて漁村の所得を増加していくため、それに必要なソフト・ハード対策を一体的に支援

渚泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・「渚泊」を持続的な観光ビジネスとして推進することができる体制構築に向けた話し合い等の経費
- ・漁村地域の魅力を広く発信するためのストーリーづくりやパンフレット、ホームページ作成経費等



体制づくりのための話し合い



体験プログラム作成



漁業体験

渚泊を推進するために必要な施設整備

- ・漁村での滞りに必要な宿泊施設や漁業体験施設、等を整備



漁業体験用船



漁業体験学習施設



古民家等の改修

(復興庁計上分)

水産業共同利用施設復旧整備事業 (継続)

1 趣 旨

平成23年3月の東日本大震災により、太平洋沿岸域の水産業は壊滅的な被害を受けた。主要な被災地である北海道から千葉県においては、水産業・水産加工業が主要産業として地域経済の核となってきたと同時に、我が国国民への水産物の安定供給にとって重要な役割を果たしてきた。被災地住民のみならず、国民全体への水産物の安定供給を早期に実現するためには、漁業者等の共同利用施設や放流用種苗生産施設等の再建が必須であり、そのために必要な支援を図る。

2 事業内容

- (1) 被災した漁業者、水産加工流通業者等の共同利用施設（荷さばき施設、加工処理施設、冷凍冷蔵施設、製氷貯氷施設、給油施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等）のうち、規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設等を整備する場合に、整備費の一部を助成。
- (2) 地震や津波により被害を受けた漁港が必要最低限の機能回復を図るための施設（係船環、車止め、物揚場等）及び漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、整備費の一部を助成。

3 交付先及び事業実施主体

(交 付 先) 県

(事業実施主体) 漁業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合等

4 事業実施期間

平成24年度～平成32年度

5 平成29年度予算概算決定額 (前年度予算額)

1, 203, 732千円 (3, 584, 782千円)

6 補助率

2/3、1/2

7 担当課

水産庁防災漁村課	03-6744-2391	(直)
水産庁加工流通課	03-6744-2350	(直)
水産庁栽培養殖課	03-6744-2383	(直)

背景

東日本大震災の発生による
共同利用施設の被害状況
(平成24年11月9日現在)

被害施設数: 1,725施設
被害金額: 1,249億円



荷捌き施設



水産物冷蔵施設



荷捌き施設と製氷施設

事業の内容

本格的な水産業の復興に向け、被災した共同利用施設の整備を支援

漁協・水産加工協等共同利用施設 復旧・復興関係

- ・漁協等の共同利用施設の整備
- ・個人経営から協業化する際の共同利用施設の整備



鮮度保持施設



水産加工処理施設

養殖施設復旧・復興関係

- ・漁協等の陸上・海上養殖施設、養殖関連施設の整備



ノリの乾燥施設



カキ・ホタテ等養殖施設

放流用種苗生産施設復旧・復興 関係

- ・魚類・貝類種苗生産施設の整備
- ・さけ・ます種苗生産施設の整備



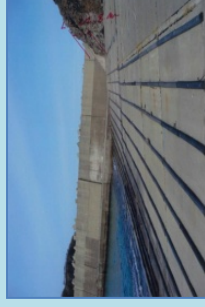
魚類・貝類種苗生産施設



さけ・ます種苗生産施設

漁港施設復旧・復興関係

- ・漁港の機能回復に必要な施設の整備
- ・漁港環境の復旧に必要な施設の整備



岸壁等の軽劣化施設



漁港環境整備施設